- 1 平成 25 年度包括外部監査の対象 「市の債権事務の執行について」
- 2 いわき市長から措置通知があった日 平成27年1月26日

3 措置通知の内容

監査結果 講じた措置

- 2 公営住宅使用料について
 - (2) 入居中で長期にわたる滞納者に係る対応 について(65頁)

入居者の公平性を確保する観点から、分納の履行状況を厳格に管理し、遅滞なく明渡し請求又は明渡し訴訟に移行すべきである。

市営住宅使用料等の滞納月数が3ヶ月以上の者に対しては、催告書を送付し、指定期限内の一括納付を指導しており、一括納付が困難な場合については、分納誓約書を徴し、計画的な納付を指導しているところです。

納付指導に従わない滞納月数6ヶ月以上となる 滞納者に対しては、最終催告書を送付し、来所指 示による窓口での納付指導を行っているところで すが、納付指導に従わない者へは、住宅明渡し予 告書、退去勧告書を送付し継続して納付指導を行 うとともに、納付ができない場合の退去について 指導しているところです。

また、滞納月数12ヶ月以上又は滞納額が15万円 以上となる悪質滞納者については、条件付使用許 可取消書を送付し、納付及び指定期限後の市営住 宅の明渡しを求めており、指示に従わない者につ いては、訴訟対象者とし、市営住宅の明渡しと滞 納家賃の支払いを求める訴状を提出しているとこ ろです。

なお、分納の履行状況については、現在も管理 しているところですが、より適切な管理に努めて まいります。

【住宅課】

- 3 広域農業開発事業償還金について
 - (2) 早期の措置の必要性について(70頁)

平成18年度の包括外部監査時の指摘に対しても、市は措置をしておらず債権保全の状況は何ら変わっていない。

滞納者が畜産経営からの撤退や連絡が取れないなど、事態はさらに悪化していることから、債権保全に向けた早期の措置が必要である。

広域農業開発事業は、大規模な牧場の建設等、 農用地の造成を中心とした事業であり、事業参加 農家からは農用地開発公団法に基づき制定した 「いわき市農用地開発公団事業負担金等徴収条 例」により負担金を徴収するとともに、締結した 「いわき区域農用地開発公団事業に係る農業用施 設譲り渡し等契約」により対価を徴収してきたと ころです。

しかし、大規模事業故に償還負担額が多額であったことに加え、現地の地形地質には合わなかった農地造成による災害発生や農畜産物の輸入自由化以降の畜産物価格低迷等により、事業参加農家の経営は、極めて深刻な打撃を受け、平成18年度の包括外部監査指摘時点でも、多くの債務農家が畜産経営から撤退していました。

このようなことから、個々の農家経営・生活実態に応じた納付指導を行ってきたところですが、 現時点では償還に応じられるだけの資力がない者だけが債務農家として残り、債務の法的整理も含めて話し合いを行っている状況にあります。

今後は、所在不明となっているものについては 戸籍附票の請求や現地聴き取り調査により所在を 把握して引き続き徴収事務を行うほか、登記等の 公簿閲覧で債務農家名義の財産の発見に努め、そ の担保提供又は換価処分を促し、債権の保全等に 取り組んでまいります。

【農業振興課】

監査結果 講じた措置

- 4 災害援護資金貸付金について
 - (1) 債権回収努力を行うべきもの(73頁)

市として財産を守っていく上で、また、回収できないと認められるものについては適正な不納欠損処理を行う上でも、債務者の状況の把握を適切に行っていく必要がある。

5 奨学資金貸付金について

(1) 回収努力が継続されていないもの (77頁) 震災があったことを考慮しても、時効は進 行しており、また債務者の現況も変化してい くことから随時、適正に回収努力を継続して いく必要がある。

(2) 連帯保証人への請求を確立すべきもの (77 頁)

債務者からの直接回収に支障を来している状況下では、連帯保証人に対する代位弁済の請求も、債権回収のために積極的に行っていく必要がある。

災害援護貸付金にかかる債権については、適正 な債権管理を行うため、改善策等を検討している ところです。

まずは、債務者の現況調査を行い、回収の可否の把握に努めてまいります。

【保健福祉課】

今年度、奨学資金返還金徴収事務要領を策定したところです。今後は、本要領に基づき、債務不履行となっている現年分・過年分の返還金について、奨学生本人及び連帯保証人に対し計画的に請求を行い、効率的な回収事務に努めてまいります。

【学校教育課】

今年度策定しました奨学資金返還金徴収事務 要領に基づき、まずは、連帯保証人に対し奨学生 本人への納付指導依頼を行い、その経過を見て連 帯保証人への請求を行うこととします。

【学校教育課】

監査結果

(3) 相続人に対する請求を行うべきもの (78 頁)

債権回収において、法的に可能な相続人に 対する請求を自ら放棄することなく、市の債 権保全に取組んでいく必要がある。

6 学校給食納付金について

(1) 催告等、適正な措置を講じるべきもの (78 頁)

平成21年度以降、催告を実施していない状況は、その債権管理として適正なものとは言えず、適正な管理を実施していく必要がある。

(2) 分納誓約書の提出状況について (78 頁)

時効を中断させる効果が生じる催告を実施していない状況の中で、分納誓約書が提出されていることが、債権回収の実現性を担保するものと考えられるが、分納誓約書の提出状況について、市として管理していない状況は、適正なものとは言えない。

講じた措置

今年度策定しました奨学資金返還金徴収事務要 領に基づき、債権保全に取り組んでまいります。

【学校教育課】

平成25年度の出納整理期間終了後の6月に、各学校より滞納者現況報告書の提出を受け、現在、学校支援課において催告対象者を選定するため、各学校と調整しているところです。

なお、催告書については、平成26年度中に送付 する予定としております。

【学校支援課】

平成25年10月に、各学校から、分納誓約書の 提出状況や履行状況が記載されている滞納者現況 報告書の提出を受け、現在は市で把握していると ころです。

【学校支援課】

監査結果 講じた措置

7 不適正保管廃棄物に係る原状回復事業費について

(1) 財産調査をすべきもの (82頁)

平成24年度の徴収額は42千円に過ぎず、市が負担する行政代執行による求償可能な事業費19,779千円に遠く及ばない。更に今後、国の環境基準が強化されることとなれば事業費(求償費)は増加の一途をたどる可能性が高い。

現在、O社の代表者は空き缶処理等の業務を、T社の代表者は建設業を営んでいるが、 債権保全のための個人保証はなされていない のが現状である。

僅少な徴収額に満足することなく、個人保証も含め強制執行を念頭に入れて然るべき財産調査を実施し、市の債権(求償権)の速やかな保全に努めるべきである。

指摘のあった債権保全のための個人保証については、当事者の意思表示がなければ、代表者「個人」へ求めることができないことから、代表者「個人」の同意のもと財産調査を行うとともに、個人保証の同意を得るため交渉も行いましたが、O社及びT社の代表者両人ともに市の債権保全に資するような財産は確認できず、個人保証についても、保証人としての資力がない等の理由から、同意を得られませんでした。

こうしたことから、今後も引き続き原因者である「法人」に対し、納付額の増額交渉を含めた徴収を粘り強く行うとともに、適切な滞納処分を行い、市の債権保全に努めます。

また、今後も個人保証や強制執行を念頭に入れ、 法人の活動状況や、個人の資産状況の把握に努め て参ります。

【廃棄物対策課】

監査結果

講じた措置

10 下水道事業に係る債権について

(2) 強制執行による回収を図るべきもの(92頁) 地方税の滞納処分と同様に、裁判手続きに よらず自力の強制執行権を有しているにもか かわらず、下水道使用料及び受益者負担金に ついてはこれまで、給与差押等の強制執行を 実施していない。

督促に応じない滞納者については、現況を 確認し、収入の状況に応じて強制執行による 回収を図るべきである。

12 税外収入全般について (94頁)

督促手数料や延滞金の徴収は、納付期限までに納付する市民との公平性を図るとともに、納付期限までに納付するインセンティブを確保する観点からも重要であり、全庁的に「いわき市諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例」を周知し、統一的な運用を図るべきである。

債権の回収につきましては、市民負担の公平性 を確保する観点から、重要であると認識してお り、今後、さらに強制執行を含めた滞納整理の体 制の充実を図ってまいります。

【排水対策課】

「いわき市諸収入金に対する督促手数料及び延 滞金徴収条例」を周知するとともに、税外収入に 係る督促手数料及び延滞金に係る取扱いの適正化 を図るため、各部等に対し通知文を送付したとこ ろです。

【財政課】